

## 徳島藩の蒸気船 —「徳島藩蒸気船乾元丸購入一件（一）」の紹介と翻刻—

松永友和<sup>1</sup>

[Tomokazu Matsunaga<sup>1</sup> : An introduction of a document about the steamship which the Tokushima domain purchased]

### はじめに

本稿は、徳島県立博物館（以下「当館」とする）が所蔵する資料「徳島藩蒸気船乾元丸購入一件（一）」（資料番号 H 000266）について、紹介・翻刻することを目的としている。

この資料は、かつて当館学芸員であった山川浩實が紹介したことがある（山川，2002）。山川は、関連するもう一つの資料「徳島藩蒸気船乾元丸購入一件（二）」（資料番号 H 000267）を含め、資料の魅力を簡潔に伝えている。それによって、幕末期に徳島藩がアメリカの蒸気船「セントロイス号」を購入したことが示されたが、資料の全文が翻刻されているわけではない。

そこで本稿では、「徳島藩蒸気船乾元丸購入一件（一）」を全文翻刻し、若干の解説を加えることにしたい。

### 解 題

#### 1. 資料の概要

まず、資料の概要について述べる。法量は縦 248mm，横 170mm で、縦の罫線が入った用紙 8 丁が紙縫りで閉じられている。古美術商から「蜂須賀家文書」79 点として一括購入された資料のうちの 1 点である。1992 年に受入を済ませた資料であるが、それ以前の来歴については未詳である。

次に、資料の年代について、冒頭には「十一月五日」（該当ページは 1 オ）とある。資料の後半には、セントロイス号を購入するときの契約書の写し（英文を和訳したもの）が記されており、そのなかに契約年月日の「千八百六十二年今第十二月二十四日」（6 オ）が見える。この契約書は、「トーマス・ウヲルス」の署名と捺印（資料には「印」と記される）があり（徳島藩側の宛名は記されていない）、1862 年 12 月 24 日は太陽暦の年月日であると思われる。これを太陰暦に変換すると 1862 年 11 月 4 日となり、冒頭の「十一月五日」は文久 2 年（1862）11 月 5 日であると考えられる。よって本資料は、契約が交わされた翌日に記されたもの、あるいは後日になって書き写されたものであると推定できる。

2012 年 2 月 6 日受付，2 月 28 日受理。

<sup>1</sup> 徳島県立博物館，〒770-8070 徳島市八万町文化の森総合公園。Tokushima Prefectural Museum, Bunka-no-Mori Park, Tokushima 770-8070, Japan.

## 2. 資料の内容

では次に、資料の内容について見ていこう。8丁の短い資料だが大きく分けると、①文久2年(1862)11月5日付け徳島藩士上田佐右衛門の上申書(1オ～2オ)、②アメリカ人の船司・水夫らの雇入れ及び船受取時の祝儀等について(2オ～5オ)、③セントロイス号購入の「売上証書」(契約書)(5オ～7オ)、④アメリカ人の雇入れの中断と藩の対応(7オ～8オ)の4つに分けることができる。

### ①文久2年(1862)11月5日付け徳島藩士上田佐右衛門の上申書

ここでは蒸気船セントロイス号の購入までの経緯が記される。徳島藩は、横浜のウォルシュ・ホール商会を通じてアメリカからセントロイス号を購入するが、購入に先立って修繕を加える必要があったことがわかる。修繕は中国・上海で行われ、その後、セントロイス号は横浜へと寄航する。それと同時に、10月25日に徳島藩士の廣岡多門・高島五郎・三守孝次・森雄助らが横浜に派遣され、11月2日には浦賀港近辺まで「乗試」(乗り試し)が行われる。おそらく、このとき修繕済みの確認をしたのであろう。その後、契約書が取り交わされ、11月5日にセントロイス号の受取が行われる。セントロイス号は徳島藩では「乾元丸」と命名される。

購入金額については、代金88,000ドルのうち15,000ドルが手付金(前渡金)としてすでに支払われ、残りの73,000ドルが契約時に渡されている。御賄奉行の赤川吉右衛門と足立要右衛門らの立ち合いのもと、「ウラルス商館」において代金が渡されたことがわかる。

以上の内容を藩士の上田佐右衛門が報告している。宛先は記されていないが、おそらく13代藩主蜂須賀齊裕に上申したものであると考えられる。

なお、ウォルシュ・ホール商会は、安政6年(1859)、開港直後の横浜に来たアメリカ商人P・B・ウォルシュとH・ホールが創設した貿易商社である。それ以前、ウォルシュの一族は上海のラッセル商会で活躍していた。そのため、セントロイス号は上海において修繕されたものと思われる。

### ②アメリカ人の船司・水夫らの雇入れ及び船受取の祝儀等について

続いてアメリカ人の雇入れについて記される。資料によれば、船司のヘンリー・エ・バルレド、按針(案内)役のフランク・ダアンら2名、水夫のヘンリー・タイロルら6名を雇入れ、神奈川沖において「乗試」の伝習を受けたことがわかる。期間は15日間である。給料は、1ヶ月に換算すると、船司の400ドルから水夫の60ドルまで大きな差がある。また、この間、船司は陸上で寝泊りしているのに対し、その他の者は船中で寝泊りしている。給料だけではなく、雇用期間中の彼らの待遇にも明確な差があったことがわかる。

さて、藩士たちは、雇入れた船司らから蒸気船の運転の仕方をはじめ、船具の運用の仕方に至るまで様々な事柄を教わっている。しかし、「一統不馴之事柄」であるため、心配は少なからずあり、藩士たちは「諸事不便ニ御坐候」との感想をもらしている。

そのような苦労を経た上で、蒸気船の受取が済むと、船将の森甚五兵衛らは藩から祝儀として赤飯や酒などを下されている。

### ③セントロイス号購入の「売上証書」(契約書)

次に、セントロイス号を購入したときの「売上証書」の和訳が記される。先述した1862年12月24日(太陽暦)付けの「トーマス・ウラルス」の署名が入った契約書である。この

契約書によれば、契約を交わしたのはトーマス・ウォルシュと武谷新之進や廣岡多門・森雄助・三守孝次の4名である。ここで登場する廣岡という人物は徳島藩江戸留守居の重臣であり、その他の人物も江戸詰めの役人である（山川，2002）。契約書には「故障等之事決てなき旨」を子孫の代に至るまで「誓ひ証す」と記されている。

契約書の後半には、「合衆国のコンシユル所役人」（アメリカ領事館の役人）のセイトムメンという人物が保証人となったこと、末尾にはアメリカ領事のジョージェス・ファイセルの署名・捺印（資料には「印」とあり）があったことがわかる。契約は私的なものではなく、アメリカ領事館を介していたのである。

#### ④アメリカ人の雇入れの中断と藩の対応

最後に11月20日以降の動向が記される。11月20になると、アメリカ人の雇入れは中断することが決まる。その背景には、朝廷の勅使（勅使三条実美・副使姉小路公知）が江戸に下向し、「攘夷之儀」を幕府に仰せ渡したことと関係があるようである。

11月21日には、御船御用掛の三守孝次と森雄助が横浜に向かい、通辞の北村元四郎を介して、雇入れの中断について話し合いが行われる。雇入れの中断は、アメリカ人船司らにとって即座に納得しがたいものだったが、23日になり藩側がウォルシュ・ホール商会のホールに懸け合い、船司らはようやく納得する。24日には藩士の高瀬道衛が、横浜港の運上処へアメリカ人の雇入れの中断を届け出ている。同日夕方、三守孝次と森雄助は江戸に帰着している。

それ以前の11月21日に、御船中肝煎の高島五郎を横浜から江戸に呼び戻していることが資料からわかる。資料によれば、高島は「純粹なる開国論者」であり、徳島藩のために海軍を創立することを考えていたようである。その高島がアメリカ人雇入れの中断を耳にすれば、必ず反論することを事前に察知しての判断であった。

資料の内容は上記の通りである。

#### おわりに

以上、当館が所蔵する資料「徳島藩蒸気船乾元丸購入一件（一）」について紹介した。最後に、徳島藩による蒸気船購入の歴史的背景について触れておきたい。

明治初年に徳島藩が所有していた船は運輸船3隻であり、そのうち1隻は木造帆船の通済丸、2隻は木造汽船の乾元丸と戊辰丸であった（天野，1989）。通済丸は、安政4年（1857）8月に江戸石川島で製作されたもので、その船種は木造帆船・帆柱2本、長103尺・幅24尺・深19尺であった。乾元丸は、先述したように、原名を「セントロイス号」といいアメリカで製作され、文久2年（1862）11月に横浜で購入された。船種は木製螺旋汽船・帆柱3本、長276尺・幅45尺・深33尺・80馬力であった。戊辰丸は、原名を「ヒリピノ Filipino」といい1866年にイギリスのグラスゴーで製作され、慶応4年（1868）8月にイギリス商社のグラバー商会を通じて購入された。船種は木製螺旋汽船・帆柱2本、長195尺・幅26尺・深14尺・120馬力・総トン数518.81トンであった。

この3隻の船は、藍や塩など阿波国を代表する特産物を江戸などに運ぶ運輸船として使用された。文久2年当時、藩は帆船・通済丸を所持していたが、船の長さでは約2.7倍の蒸気

船・乾元丸を新たに購入した。その意味で、乾元丸の購入は、藩が本格的に運輸船を使った特産物販売の商法に重点を置いたことを示している。この政策は、慶応4年に戊辰丸を購入することで、より推し進められていく。

乾元丸は、購入から7年後の明治2年（1869）頃、徳島藩での役割を終え、薩摩藩に売却されている。

## 翻 刻

### 凡 例

- 1 原文中の文字については、旧字は新字に、異体字は正字に改めた。ただし、歴史的な用語や地名・人名などは原文通りにした。
- 2 改行は原文通りにし、必要に応じて読点「，」及び並列点「・」をつけた。
- 3 変体仮名は平仮名に改めた。ただし、助詞として使用されている「者」（は）「江」（え・へ）「而」（て）はそのまま使用した。

十一月五日

一 一般米商ウヲルス、ホール商会より御買上之上、修繕之為め支那上海へ差遣されたる蒸気船セントロイス号修繕出来、横濱へ帰航之旨届出有之、依而十月廿五日御用掛之面々、即廣岡多門・高島五郎・三守孝次・森雄助等横濱へ出張被仰付、本月二日浦賀港近傍迄乗試をなし、本日いよいよ受取済となれり、依而船名を乾元丸と名付けられたり、代金之儀者惣代価八万八千弗之内壹万五千弗ハ手附金として先般相渡候ニ付、残金七万三千弗（壹弗之価我金之式歩余ニ相場せり）御賄奉行赤川吉右衛門・足立要右衛門等立合、米人ウヲルス商館に於て之を同人へ引渡したり、依而横濱港なる運上処江左之御届書を差出たり  
兼而御届申上置候蒸気船修復出来、此頃入津仕候ニ付（1オ）  
今日右船受取代料相渡候事ニ御坐候、依之船名乾元丸と相唱申候、此段御届申上候様阿波守申付置候、以上

十一月五日  
松平阿波守内  
上田佐右衛門

別紙申上候ニ付而者、兼而伺済之通乗組之亜米利加人相雇、神奈川沖以南の方にて乗試伝習受候様仕度、尤人数之儀者左之通相雇、大綱五ヶ度程日並平穩之日、右海中乗試伝習為仕度奉存候

船司一人 第一等 按針役  
第二等按針役 水夫六人

右ニ付而者乗試伝習を始、船具運用船中諸般之稽古乗試之外日々昼夜之隔なく質問不為致候而者、一統（1ウ）

不馴之事柄ニ而、往々之心配不少事ニ御坐候、就而者右伝習  
 中日数十五日程短日之頃ニも有之、諸事不便ニ御坐候間、  
 右雇上之者船司之外者都而其俣船中へ止宿為致置、夫々  
 教導相頼申度奉存候、就而者御役々有来通御立合、  
 且船中御止宿之儀も相願度、此段御届申上候様阿波守  
 申付候、以上

松平阿波守内

十一月五日 上田佐右衛門

右御届書之通船司始、左之通大凡半月間之見込にて  
 雇入られたり

船司	ヘンリー、エ、バルレルド 給料一ヶ月四百ドルノ割	
第一等士官	フランク、ダアン 同 式百弗	
第二等士官	某 同 七十弗	(2オ)
水夫	ヘンリー、タイロル ベートル、セミー エグユワルド、ソイン ジョン、メーソン トーマス、テッシード セモイル、ヘリイ 給料一ヶ月一名ニ付六十弗充	

合計一ヶ月給料千三拾弗、船司者陸上に止宿し、仕官以下者船中  
 に止宿したり、

初め亜米利加人御雇入の事は三ヶ月程の御見積りにて、先達而  
 幕府へも御伺済になり居たるを、十月廿七日に至り五ヶ度乗試し、  
 式週間程の雇入と申事ニ御決定なりしなり、

左之通御船へ乗組仰付られ、本日御船受取済御祝儀として、  
 御船中ニ於て乗組一統へ赤飯并酒煮染もの等を下されたり、

船将	森甚五兵衛
海上方	鎌田仁兵衛
<small>御船手肝煎船具 運用兼帯</small>	森長左衛門
船具運用	近藤直次郎
同	小林卯之助
同	三森平次右衛門
同	兼子三司
測量并算術	武谷満介
同	久保田量三
同	奥村顕作

同 板東梶右衛門 (3 才)  
 蒸気機関 宇橋彦太郎  
 同 仙田源左衛門  
 同 黒部鉦太郎  
 通辞船具運用兼帯  
 天毛政吉  
 御船中肝煎 高島五郎

御水手 席右衛門  
 富太郎  
 堯介  
 秀右衛門  
 亀吉  
 宇藏 (3 ウ)  
 繁三郎  
 全助  
 高次郎  
 岩三郎  
 林次  
 連太郎  
 丑之助  
 利右衛門  
 庄藏

浦加子 三拾人  
 江戸ニ而抱込加子 五人  
 船大工 市助 (4 才)  
 亀助  
 船鍛冶 亀吉  
 彦吉

蒸気火焚夫方人足 八人  
 外御雇入水手 九人  
小目付御水主奉行  
委託方兼帯 橋口覺太  
小目付御水主奉行  
御船奉行 足立陽右衛門  
養育役  
委託方兼 鈴木新兵衛  
 御賄奉行 赤川吉右衛門  
 聞番役 岸野半太夫  
 同 上田佐右衛門  
 外受払方御賄方等之手代も乗込たり (4 ウ)

森甚五兵衛・森長左衛門家来之儀者水夫并水夫小頭ニ準し，御船

諸般之稽古致すべく、甚五兵衛者小性壺人位ニ而御船ニ止宿致すへき旨仰付られたり、

御船中御規則等之儀者兼而高島五郎へ仰付られ、幕府御軍艦方等之諸規則取調、粗整頓せしを御家老西尾志摩手許へ差出し、

公にも御一覽之上、御直ニ森甚五兵衛へ御渡被仰付、外に御家老西尾志摩手許へも写之分夫々御用掛之向より差出したり、尤実地研究の上、本藩御規則向者御撰定の筈にて当坐御船中御取締向を定められ、諸事甚五兵衛・五郎協議之上、取計らひ候様仰付られたり、

御船売上証書十一月四日米商ウラルスら差出来、依而通辞北村元四郎翻訳仰付られたり、左の如し、尤原書訳文とも公御手許へ差上げたり (5オ)

売上証書 英文翻訳

余トーマス、ウラルスなる者は亜米利加合衆国の住民、当時日本横濱ニ住居するものにして、セントロイスと号せる蒸気船の持主たり、武谷新之進君・廣岡多門君・森雄助君・三守孝次君によりて、余に渡されたる洋銀八万八千枚の高を以て其船を売らんと談し、売渡したる事を斯の如く証したる受取書を渡し、其人等と売らん事を相談し売り、而して其事を取極め、右武谷新之進君・廣岡多門君・森雄助君・三守孝次君其子孫及其代人迄、当時の有形の如く右蒸気船セントロイス及其蒸気機械、帆柱・帆桁・帆網具、端舟、其外附属品を其人等に渡せり、然る上者此後右武谷新之進君・廣岡多門君・森雄助君・三守孝次君其子孫及其代人迄の用品にして其人の持主たるへし、又右トーマス、ウラルスハ蒸気セントロイス及其附属品とも、実ニ信の壺人の持主にして、右船を売る事の権あり、又免しあり、且此品の事ニ付き訟訴取漣、又者何事ニよらず他人より故障等之事決てなき旨を、余及余か子孫迄、此書を以て右武谷新之進君・廣岡多門君・森雄助君・三守孝次君其子孫及其代人まで其事を誓ひ証す、右載する所の事は衆人の知る所なり、

千八百六十二年今第十二月二十四日右書を証するため、爰に自ら記し、自ら己か印を押す、

トーマス、ウラルス印

合衆国のコンシル所役人にして、此書の証人たるゼイトムメンの眼前ニ於て自記調印されたり、 (6オ)

千八百六十二年第十二月廿四日 日本神奈川ニ在る亜米利加合衆国コンシル所ニ於て

下名の余ハ神奈川ニ在る亜米利加合衆国コンシル兼其該件

の知管たり、余此書を以て余及此上に名を記せる証人の  
眼前ニ於て、右売上証書にトーマス、ウラルス自ら姓名を記し  
調印せる事を証す、且兼て其事の実なる事を証す、

余自ら姓名を記しコンシユル所の印を記す、年月日ハ  
前ニ記し置けり、

合衆国コンシユル

ジョージェスファイセル

印

(6ウ)

右之通翻訳仕候

戌十一月

北村元四郎

十一月廿日ニ至り、右御船操船方諸式伝習として御雇入相  
成居候按針役はしめ、水夫共迄御船中へ乗込居候儀者御  
都合有之候ニ付、都而御雇入候儀断り可申旨仰出されたり、  
是者先月下旬

勅使御下向攘夷之儀

朝廷より仰出されたるに依り、俄に御模様かはれる事と聞  
へたり、去ながら攘夷之風評は兼而外国人中へも洩れ聞え居候  
事ニ付、万一右等之辺より外夷一般気を引起し候やうのこと  
ありては、然るへからざるにより、暫く御断相成れとも又々御雇入  
相成へくニ付、先上陸致候様談判致すへき旨御年寄役長江  
半之亟・蜂須賀隼人を以て、御船御用掛三守孝次・森雄助へ  
仰付られたり、依而十一月廿一日兩名出立横濱へ罷越、通辞北村  
元四郎へ引合、翌廿二日亜米利加人ホールへ談判に及びたるに、政府  
よりの御指図にて、かく中途に於て御断なされ候事か、其辺  
委細御様子承りたくなと申出たれとも、前記御沙汰も次第もあ  
り、旁御都合上一時御断の次第に申述たりければ、しからは一応  
士官はしめへも申聞候上にて、御請致すへしとの事なりき、翌廿三日  
尚又元四郎同道にて、ホール方へ罷越<sup>(6)</sup>県合候処、士官はしめ納  
得いたし候旨にて、即日御船を引揚げ上陸したりき、依而右之趣  
廿四日朝高瀬道衛を以て、同港運上処へ御届書を差出したり、  
御船乗込士官鎌田仁兵衛はしめへも右仰出され之趣相達候処、  
一同暗夜に灯を失ひたる思ひをなし、種々申立之次第あれとも亦  
如何ともする能はず、三守孝次・森雄助兩名者廿四日夕江戸表江  
帰着、其旨言上したりき、高島五郎者其以前十一月廿一日江戸表へ  
御呼返しになれり、然る所以は彼は純粹なる開国論者ニ而、一意  
本藩の爲めに海軍を創立せんことを希図し、此度御船御買入の  
件ニ関しても尽力至らざる所なきか為に、俄かに御雇入米人御  
断と申事を聞かは必抗論する所あるへきを察し給ひ、其以前

(7オ)

(7ウ)

(8オ)



に御呼返し相成候ものにて聞えし、

(白丁)

(8ウ)

#### 参考文献

- 天野雅敏. 1989. 維新期の徳島藩商法方政策と藩有汽船戊辰丸について. 柚木学編, 日本水上交通史論集第三卷 瀬戸内海水上交通史: p. 239-285, 文献出版, 東京.
- 山川浩實. 2002. 徳島藩の蒸気船—セントロイス号など購入の顛末—. 博物館ニュース, (48): 2-3.





元四郎鑑評御付られたる如く尤原書評文より  
 公卿手許へ上げし  
 貴重上 證書 英文鑑評  
 余トマスワリスの者々並米利加合衆國の住民當時日本  
 横濱に住居するものありてセントロイスヤササキ氣流船の持主  
 たり武谷新之進君廣同多門君森雄物君三孝孝次君らより主  
 余の渡りしも洋銀八萬八千枚の島を以て其船を賣らんとして  
 賣渡りし事と斯の如く証しるる取書に渡り其人等や賣  
 渡りし事を相談し賣買り而して其事を取極む武谷新之進君  
 廣同多門君森雄物君三孝孝次君其子孫及其代人近當時の  
 有形の如く右蓋氣船セントロイス及其蓋氣機帆柱帆帆細  
 具船舟其外所屬品を其人等と渡り然る上若此後右武谷

5 オ

森甚五兵衛森長左衛門家來之儀若水夫并水夫小頭津十郎  
 諸般之極古發儀(一)甚五兵衛者小性志人住而御船止當發儀(一)  
 三三仰付らまきし  
 御船中御規則之儀者兼而高島五郎(一)御分り甚五兵衛御軍  
 船方之諸規則取調和整頓すべし御家老西尾志忠并手許へ  
 差出  
 公小も御一覽之上御直森甚五兵衛御渡被御付外は御家老  
 西尾志忠并手許へも寫之分夫と御用掛之向付り差出しし  
 實地研究の上本藩御規則御御探定の若し當軍御船中  
 御取調向を定められ諸事甚五兵衛五郎御誠之上取計らひ取  
 様御付らまきし  
 御船志上證書十一月四日米高ワリスと差出米依而浦村北村

5 ウ

新之進君廣同多門君森雄物君三孝孝次君其子孫及其代人近  
 用品より其人の持主より一又右トマスワリス蓋氣船  
 トロイス及其附屬品も實に信の志人の持主より右船を  
 賣買し事此權あり又免しり且此品乃事行ふ証取  
 證及者何事より他人より取調す之事決りむ旨を去及  
 余ら子孫近此書を以て右武谷新之進君廣同多門君森雄物  
 君三孝孝次君其子孫及其代人より其事を物証し七載  
 以上所の事を衆人可知し所なり  
 千八百六十二年今月二十四日右書を證すため是より  
 記し自ら印を押す  
 千八百六十二年十二月二十四日 トマスワリス印  
 合衆國のコレレ三所役人より此書の證人よりセ

6 オ

トムソンの眼前に於て自記調印されし  
 千八百六十二年十一月廿四日日本神奈川に在る並米利  
 加合衆國コレレ三所に於て  
 下名の余ハ神奈川に在る並米利加合衆國コレレ三所其該件  
 の知覚より余此書を以て余及此上名を記し證人ハ  
 眼前に於て右書上證書トマスワリス自ら姓名を記し  
 調印する事を證し且兼て其事の實れし事を證し  
 余自ら姓名を記しコレレ三所の印を記し年月日  
 前記し置けり  
 合衆國コレレ  
 トマスワリス印

6 ウ

